

第 87 号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年新城市条例第 61 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 15 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 消防用 |
| 2 | 品名及び数量 | 小型動力ポンプ付積載車 3 台 |
| 3 | 取得金額 | 32,400,000 円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 豊橋市西羽田町 5 番地
山佐産工株式会社
代表取締役 柘 植 学 |

理 由

この案を提出するのは、消防業務を実施するに当たり、消防車両を取得する必要があるからである。